本号で公布された法令のあらまし

◇新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令（政令第四二号）（国土交通省）

１　東京都と大阪市とを連絡する新幹線鉄道のうち金沢市と敦賀市とを連絡する区間が開通し、営業が開始されることに伴い、当該区間について新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を、令和六年三月一六日から適用することとした。

２　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第四三号）（警察庁）

１　大型自動車等のうち専ら人を運搬する構造のもの以外のものが高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を九〇キロメートル毎時とすることとした。（第二七条第一項関係）

２　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十二号

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法の規定を適用する新幹線鉄道の区間及び日を定める政令（昭和四十七年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

東京都と大阪市とを連絡する新幹線鉄道のうち金沢市と敦賀市とを連絡する区間	令和六年三月十六日

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十三号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二十二条第一項及び第百十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号イ及びロ中「除く」の下に「。次号において同じ」を加え、同項第二号中「前号イからヘまで」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　大型自動車のうち前号イに掲げるもの以外のもの及び中型自動車のうち同号ロに掲げるもの以外のもの　九十キロメートル毎時